

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 5月15日
【届出者の名称】	株式会社ムサシ
【届出者の所在地】	東京都中央区銀座八丁目20番36号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 3546 - 7708
【事務連絡者氏名】	常務取締役財務部長 青坂 修司
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ムサシ (東京都中央区銀座八丁目20番36号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ムサシを指します。

(注2) 本書中の記載において、「法」とは金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。 )、「令」とは金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。 )、「府令」とは発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。 )のことを指します。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式についての権利を指します。

(注6) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けを指します。

## 第1【公開買付要項】

### 1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

### 2【買付け等の目的】

当社は、株主の皆様への利益還元として、経営基盤の強化と新商品の開発や新規事業の開拓など将来の企業価値を高めると同時に将来の事業展開のため内部留保の充実を図り、業績の成果に応じた利益還元に努めることを基本方針としております。当社は、年2回の剰余金の配当（中間配当及び期末配当）を行うことを基本方針としており、平成25年3月期においては、1株当たり30円の年間配当（中間配当金10円、期末配当金20円）を実施し、連結配当性向は29.7%となりました。平成26年3月期は、1株当たり20円の年間配当（中間配当金10円、期末配当金10円）を実施する予定であります。

かかる方針の下、平成24年11月頃、当社の第二位の大株主であるショウリン商事株式会社（以下「ショウリン商事」といい、本書提出日現在の保有株式数（以下「保有株式数」といいます。）：1,197,000株、発行済株式総数（7,950,000株）に対する保有株式数の割合：15.06%（以下「保有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入し、以下同様に計算しております。））より、保有する当社普通株式の一部（300,000株、保有割合：3.77%）について売却する意向がある旨の連絡を受け、当社は、一時的にまとまった当社普通株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、さらに当社の財務状況等を総合的に勘案することにより、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。更に、平成25年2月頃、当社の筆頭株主である上毛実業株式会社（以下「上毛実業」といい、保有株式数：1,488,500株、保有割合：18.72%）及び当社の代表取締役副社長である羽鳥雅孝氏（保有株式数：237,000株、保有割合：2.98%）より、それぞれが保有する当社普通株式の一部（上毛実業（100,000株、保有割合：1.26%）、羽鳥雅孝氏（100,000株、保有割合：1.26%））について売却する意向がある旨の連絡を受けました（以下、ショウリン商事、上毛実業及び羽鳥雅孝氏を総称して「売却意向株主」（合計500,000株、保有割合の合計：6.29%）といいます。）。

なお、ショウリン商事は、当社の代表取締役社長である小林厚一氏及びその近親者が議決権の100%を直接保有する会社であり、上毛実業は当社の代表取締役副社長である羽鳥雅孝氏及びその近親者が議決権の100%を直接保有する会社であります。

当社は、自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるだけでなく、当社の安定的な株主構成の維持にも繋がるものであること、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性及び株式市場における当社普通株式の取引状況等の観点から検討し、公開買付けの手法が適切であり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際して、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を尊重し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが妥当であり、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けにおける事例を踏まえて検討することといたしました。

また、本公開買付けの決済資金としては全額を自己資金で充当する予定としておりますが、買付資金（681,600千円）に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。このような状況を踏まえて、本公開買付けにおける当社普通株式の取得資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。

上記を受け、当社は、平成25年4月下旬に、売却意向株主に対して、市場価格を基礎として7%ディスカウントした価格で当社が本公開買付けを実施した場合における売却意向株主の応募の可否を打診したところ、それぞれが保有する株式の一部（合計500,000株）について応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、最終的に平成25年5月14日開催の当社取締役会において、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、売却意向株主以外の株主にも応募の機会を提供するため600,100株（発行済株式総数に対する割合7.55%）を上限として自己株式の取得を行うこと、並びにその具体的な取得方法として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。なお、本公開買付けにおける買付予定数は600,000株（発行済株式総数に対する割合7.55%）と決定しております。

なお、ショウリン商事は、当社の代表取締役社長である小林厚一氏及びその近親者が議決権の100%を直接保有する会社であり、上毛実業は当社の代表取締役副社長である羽鳥雅孝氏及びその近親者が議決権の100%を直接保有する会社であるため、利益相反を回避し取引の公正を期する観点から、当社の代表取締役社長である小林厚一氏及び代表取締役副社長である羽鳥雅孝氏は本公開買付けの実施に関する当社取締役会における審議及び決議には参加していません。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、現時点では未定であります。

3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1)【発行済株式の総数】

7,950,000株(平成25年5月15日現在)

(2)【株主総会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(3)【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	600,100	681,713,600

(注) 取得する株式総数の発行済株式の総数に占める割合は、7.55%であります(小数点以下第三位を四捨五入)。

(4)【その他( )】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

#### 4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

##### (1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成25年5月15日(水曜日)から平成25年6月11日(火曜日)まで(20営業日)
公告日	平成25年5月15日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

##### (2)【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金 1,136円
算定の基礎	<p>当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である「JASDAQ(スタンダード)(以下「JASDAQ」といいます。)</p> <p>における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年5月14日の前営業日(同年5月13日)の当社普通株式の終値1,320円、同年5月13日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,221円(小数点以下を四捨五入)、及び同年5月13日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,146円(小数点以下を四捨五入)を参考にいたしました。</p> <p>また、買付価格の決定に際して、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが妥当であるとの結論に達しました。ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けにおける事例を踏まえて検討することといたしました。</p> <p>上記を受け、当社は、平成25年4月下旬に、売却意向株主に対して、市場価格を基礎として7%ディスカウントした価格で当社が本公開買付けを実施した場合における売却意向株主の応募の可否を打診したところ、それぞれが保有する株式の一部(合計500,000株)について応募する旨の回答を得ました。</p> <p>以上の検討及び判断を経て、平成25年5月14日開催の当社取締役会において、買付価格は、平成25年5月13日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値1,221円(小数点以下四捨五入)に対して7%のディスカウント率を適用した1,136円(小数点以下四捨五入)とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、買付価格である1,136円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年5月14日の前営業日(同年5月13日)の当社普通株式の終値1,320円から13.94%(小数点以下第三位を四捨五入、ディスカウントの値の算出において以下同様に計算しております。)、同年5月13日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,221円(小数点以下を四捨五入)から6.96%、同年5月13日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,146円(小数点以下を四捨五入)から0.87%を、それぞれディスカウントした金額となります。</p> <p>また、買付価格である1,136円は、本書提出日の前営業日(平成25年5月14日)の当社普通株式の終値1,355円に対して16.16%をディスカウントした金額となります。</p>

<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、株主の皆様への利益還元として、経営基盤の強化と新商品の開発や新規事業の開拓など将来の企業価値を高めると同時に将来の事業展開のため内部留保の充実を図り、業績の成果に応じた利益還元を努めることを基本方針としております。当社は、年2回の剰余金の配当（中間配当及び期末配当）を行うことを基本方針としており、平成25年3月期においては、1株当たり30円の年間配当（中間配当金10円、期末配当金20円）を実施し、連結配当性向は29.7%となりました。平成26年3月期は、1株当たり20円の年間配当（中間配当金10円、期末配当金10円）を実施する予定であります。</p> <p>かかる方針の下、平成24年11月頃、ショウリン商事（保有株式数：1,197,000株、保有割合：15.06%）より、保有する当社普通株式の一部（300,000株、保有割合：3.77%）について売却する意向がある旨の連絡を受け、当社は、一時的にまとまった当社普通株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、さらに当社の財務状況等を総合的に勘案することにより、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。更に、平成25年2月頃、上毛実業（保有株式数：1,488,500株、保有割合：18.72%）及び羽鳥雅孝氏（保有株式数：237,000株、保有割合：2.98%）より、それぞれが保有する当社普通株式の一部（上毛実業（100,000株、保有割合：1.26%）、羽鳥雅孝氏（100,000株、保有割合：1.26%））について売却する意向がある旨の連絡を受けました（合計500,000株、保有割合の合計：6.29%）。</p> <p>なお、ショウリン商事は、当社の代表取締役社長である小林厚一氏及びその近親者が議決権の100%を直接保有する会社であり、上毛実業は当社の代表取締役副社長である羽鳥雅孝氏及びその近親者が議決権の100%を直接保有する会社であります。</p> <p>当社は、自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に関わるだけでなく、当社の安定的な株主構成の維持にも関わるものであること、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性及び株式市場における当社普通株式の取引状況等の観点から検討し、公開買付けの手法が適切であり、買付価格の決定に際して、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を尊重し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが妥当であり、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けにおける事例を踏まえて検討することいたしました。</p> <p>また、本公開買付けの決済資金としては全額を自己資金で充当する予定としておりますが、買付資金（681,600千円）に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。このような状況を踏まえて、本公開買付けにおける当社普通株式の取得資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。</p> <p>上記を受け、当社は、平成25年4月下旬に、売却意向株主に対して、市場価格を基礎として7%ディスカウントした価格で当社が本公開買付けを実施した場合における売却意向株主の応募の可否を打診したところ、それぞれが保有する株式の一部（合計500,000株）について応募する旨の回答を得ました。</p>
--------------	---

	<p>以上の検討及び判断を経て、当社は、最終的に平成25年5月14日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、売却意向株主以外の株主にも応募の機会を提供するため600,100株（発行済株式総数に対する割合7.55%）を上限として自己株式の取得を行うこと、並びにその具体的な取得方法として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。なお、本公開買付けにおける買付予定数は600,000株（発行済株式総数に対する割合7.55%）と決定しております。また、買付価格は、平成25年5月13日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値1,221円（小数点以下四捨五入）に対して7%のディスカウント率を適用した1,136円（小数点以下四捨五入）とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、買付価格である1,136円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年5月14日の前営業日（同年5月13日）の当社普通株式の終値1,320円から13.94%、同年5月13日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,221円（小数点以下を四捨五入）から6.96%、同年5月13日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,146円（小数点以下を四捨五入）から0.87%を、それぞれディスカウントした金額となります。</p> <p>また、買付価格である1,136円は、本書提出日の前営業日（平成25年5月14日）の当社普通株式の終値1,355円に対して16.16%をディスカウントした金額となります。</p>
--	---

（3）【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	600,000（株）	（株）	600,000（株）
合計	600,000（株）	（株）	600,000（株）

（注1） 応募株券等の数の合計が買付予定数（600,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（600,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

（注2） 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

（1）【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受け付けにあたっては、本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受け付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、当社指定の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。なお、既に口座を有している場合であっても、登録情報に変更がある場合などは、新たに本人確認書類が必要な場合がありますのでご注意ください。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税とみなし配当課税の対象となります。（注3）

法人株主の場合、買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合、その超過する部分（以下「みなし配当の額」といいます。）に7.147%を乗じた金額の所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）が源泉徴収されます。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

（注1） 当社指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

当社指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいようお願い申し上げます。

（注2） 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成されたもの）、健康保険証、運転免許証等（氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの）。

法人・・・登記事項証明書（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの）。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等（本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの（1）、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの（2）が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。）及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し（3）が必要となります。

（1）外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。

（2）法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類（居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの）の提出が必要です。

- ( 3 ) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、 常任  
代理人による証明年月日、 常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及  
び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明  
が付されたもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税とみなし配当課税について(個人株主の場合)

(イ) 買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

日本の居住者である個人株主の方の場合、みなし配当の額については、みなし配当課税の対象となり、当社の1株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収され、3%を乗じた金額が住民税として特別徴収されます(ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません。)。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます(住民税は特別徴収されません。)

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

(ロ) 買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合

日本の居住者である個人株主の方の場合、買付価格と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります。

( ) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただけますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じません。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

（その他みずほ証券株式会社全国各支店）

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	681,600,000
買付手数料(b)	21,000,000
その他(c)	2,000,000
合計(a) + (b) + (c)	704,600,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(600,000株)に、買付価格(1株当たり1,136円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には、消費税及び地方消費税は含んでいません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	当座預金	1,293,990,017円
	計	1,293,990,017円

## 8【決済の方法】

### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

### (2)【決済の開始日】

平成25年7月4日(木曜日)

### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

( ) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

#### (イ) 個人株主の場合

買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の方の場合、みなし配当の額については、みなし配当課税の対象となり、当社の1株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収され、3%を乗じた金額が住民税として特別徴収されます(ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません。)。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます(住民税は特別徴収されません。)

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の方の場合、買付価格と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります。

#### (ロ) 法人株主の場合

買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けなかった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間の末日の翌営業日から起算して4営業日目（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数（600,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（600,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

( 4 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

( 5 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

( 6 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

( 7 ) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社は、筆頭株主である上毛実業（保有株式数：1,488,500株、保有割合：18.72%、第二位の大株主であるショウリン商事（保有株式数：1,197,000株、保有割合：15.06%）及び当社の代表取締役副社長である羽鳥雅孝氏（保有株式数：237,000株、保有割合：2.98%）より、それぞれが保有する当社普通株式の一部（合計500,000株（上毛実業100,000株、ショウリン商事300,000株及び羽鳥雅孝氏100,000株）、保有割合の合計：6.29%）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ております。

当社は、平成25年5月14日付で「平成25年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の連結経営成績及び連結業績予想の概要は、以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、平成25年5月14日付「平成25年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」をご参照下さい。

平成25年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（イ）損益の状況

（単位：百万円）

決算年月	平成25年3月期（第92期）
売上高	37,856
売上原価	29,736
販売費及び一般管理費	6,516
営業外収益	267
営業外費用	72
当期純利益	801

（ロ）1株当たりの状況

（単位：円）

決算年月	平成25年3月期（第92期）
1株当たり当期純利益	100.94
1株当たり配当額	30.00
1株当たり純資産額	3,089.88

（ハ）平成26年3月期の連結業績予想（平成25年4月1日から平成26年3月31日）

（単位：百万円）

決算年月	第2四半期	通期
売上高	18,664	38,980
営業利益	1,045	1,560
経常利益	1,083	1,633
当期純利益	670	1,000
1株当たり当期純利益	87円66銭	133円45銭

配当予想の修正

当社は、平成25年5月14日付で「剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」を公表しております。当社は、平成25年5月14日開催の取締役会において、平成25年3月期の期末の1株当たりの配当を前回予想から10円増配の20円00銭とし、この結果、1株当たりの年間配当金を10円増配の30円00銭とすることを決議しました。詳細につきましては、平成25年5月14日付「剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」をご参照下さい。

代表取締役の異動

当社は、平成25年5月14日付で「代表取締役及び役員の異動並びに人事異動、組織変更に関するお知らせ」を公表しております。当社は、平成25年5月14日開催の取締役会において、現在の代表取締役会長である都木恒夫氏が取締役名誉会長に、現在の代表取締役社長である小林厚一氏が代表取締役会長に、現在の代表取締役副社長である羽鳥雅孝氏が代表取締役社長に平成25年6月27日開催予定の第92期定時株主総会における承認を経て正式に決定される予定であることを内定いたしました。詳細につきましては、平成25年5月14日付「代表取締役及び役員の異動並びに人事異動、組織変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

### 2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

### 3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社大阪証券取引所 ジャスダック（スタンダード）市場						
月別	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月	平成25年4月	平成25年5月
最高株価（円）	1,400	1,128	1,120	1,120	1,200	1,280	1,360
最低株価（円）	1,063	1,001	1,011	1,020	1,058	1,096	1,215

（注）平成25年5月については、平成25年5月14日までのものです。

### 4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

#### (1)【発行者が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第90期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月30日関東財務局長に提出  
事業年度 第91期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月29日関東財務局長に提出

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第92期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出

##### 【訂正報告書】

該当事項ありません。

( 2 ) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ムサシ

( 東京都中央区銀座八丁目20番36号 )

株式会社ムサシ大阪支店

( 大阪府東大阪市長田中三丁目 6 番 1 号 )

株式会社ムサシ名古屋支店

( 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目35番22号 )

株式会社ムサシ神静支店

( 神奈川県横浜市神奈川区栄町 1 番地 1 )

株式会社ムサシ北関東支店

( 埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目 2 番地 )

株式会社ムサシ東関東支店

( 千葉県千葉市中央区新町18番地10 )

株式会社大阪証券取引所

( 大阪府大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号 )